

学校法人愛知学院利益相反マネジメントポリシー

平成22年4月1日

施行

1. 目的

学校法人愛知学院（以下「本学院」という。）は、本学院産学官連携ポリシーに基づき、創造した研究成果の社会還元や産学官連携活動を通じた地域社会との連携等の社会貢献を、教育・研究と併せて重要な使命としています。

しかし、本学院の職員が企業・団体等（以下「企業等」という。）と連携・協力して産学官連携活動を行う場合、本来、本学院と企業等とはその目的や役割を異にするものであることから、本学院の職員が、企業等との関係で得る利益や責務と、本学院において果たすべき責任との間に相反関係（以下「利益相反」という。）が生じることが想定されます。

このような利益相反によって、本学院の職員の産学官連携活動が社会から疑念を持たれ、信頼を損なうことのないよう、本学院では、透明性の確保と説明責任を果たすための必要な措置（以下「利益相反マネジメント」という。）を取り、産学官連携の円滑な推進を図ることを目的として、次のとおり学校法人愛知学院利益相反マネジメントポリシーを定める。

2. 基本的理念

本学院の職員は、その職務に対して個人的な利益を優先させていると客観的に見られたり（狭義の利益相反）、個人的な利益の有無に係わらず、学外活動を優先させていると客観的に見られたり（責務相反）、という利益相反（広義の利益相反）において、問題等を生じさせないこと。

- (1) 本学院は、必要な情報を開示し、透明性の高い産学官連携活動を維持し、教育・研究機関の使命である社会貢献を目指す。
- (2) 本学院は、産学官連携活動において、本学院の職員が得る個人的利益を、本来の責務や連携活動の公益性等に対して優先することがないように、利益相反マネジメント制度を確立し、対応策を講じる。
- (3) 本学院は、職員が産学官連携活動の推進を行う上で、教育・研究機関として公正性が損なわれないよう、本学院が定めるルールに則って利益相反マネジメントを行う。
- (4) 本学院は、産学官連携活動に伴って生じた利益相反に関する説明責任を果たす。
- (5) 本学院は、利益相反による弊害を抑制することが自らの責務であることを職員が認識するよう、利益相反に関する啓発活動を積極的に実行する。

3 . 利益相反マネジメント体制

- (1) 本学院は、本ポリシーに基づき、利益相反に関するマネジメントを行うための「利益相反マネジメント規程」を定め、職員に係る利益相反を適正に管理するための「利益相反マネジメント委員会」を設置する。
- (2) 本学院に、利益相反に関する個別相談に応じることができるよう、利益相反アドバイザーを置く。

4 . 対象者及び対象事項

- (1) 本利益相反マネジメントの対象者は、本学院の職員のうち産学官連携活動を行っている者及び活動を予定している者。(以下「対象者」という。)
- (2) 利益相反マネジメントは、産学官連携活動において対象者が次に掲げる事項を行う場合を対象とする。

学外の企業等から、給与、報酬、コンサルタント料、謝金等の経済的な利益を一定額以上受ける場合

学外の企業等から、奨学寄附金・受託研究費・共同研究費等の研究費、研修費、人員、物品、サービス、施設、設備等の提供を一定額以上受けている場合

企業等の公開株、非公開株及び新株予約権を所有している場合

対象者所有の知的財産権を、本学院以外の第三者に譲渡、移転、使用許諾する場合

その他産学官連携活動に関して、学外の企業等から何らかの便宜を供与される場合若しくは供与が想定される場合

5 . その他

その他産学官連携活動における利益相反マネジメントに関し、必要な事項は別に定める。

附 則

このポリシーは、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

このポリシーは、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

このポリシーは、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。